

# 印刷物製造請負に係る履行能力確認調査実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号。）の規定に基づき、印刷物製造請負（以下「請負」という。）契約を締結しようとする場合において、同規則第100条の2の規定に基づく低入札価格の調査（以下「履行能力確認調査」という。）を行うときの取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

## (対象請負)

第2条 履行能力確認調査の対象となる請負は、競争入札により発注する請負のうち予定価格が160万円を超える請負又は出納局契約課長が公募型指名競争入札により発注する請負とする。ただし、履行能力確認調査を行ういとまがない場合など、入札執行者が本要領の対象とすることが不適当と判断した請負については、対象外とすることができる。

2 契約執行者は、履行能力確認調査の対象となる請負について、当該契約に係る財務規則第96条に規定する一般競争入札の公告（以下「公告」という。）又は財務規則第106条第2項に規定する指名競争入札に係る通知（以下「指名通知」という。）をする場合には、当該公告又は指名通知において、下記の事項を明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を設けた旨及びこの要領の規定を適用する入札であること。
- (2) 入札参加者全員（公募型指名競争入札の場合は履行能力確認調査対象者のみ）に製造請負費内訳書の提出を求めるものであること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合、請負の適正な履行確保のため、履行期間中に調査を行うことがあり、その調査に協力しなければならないこと。
- (4) 印刷物製造請負履行能力確認調査・審査基準に規定する数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）を適用する場合は、当該基準を準用する入札であること。

## (調査基準価格)

第3条 履行能力確認調査を行う場合の基準となる価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下「調査基準価格」という。）は、請負の設計額（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の7を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

## (調査基準価格を下回る価格による入札)

第4条 入札執行者は、競争入札の結果、最低の入札価格が当該請負の調査基準価格を下回る価格であった場合は、入札を保留し、別に定める印刷物製造請負に係る低入札調査委員会（以下「低入札調査委員会」という。）において審議の上、落札者を決定するものとする。ただし、数値的判断基準により落札不適当と判定された場合は、低入札調査委員会における審議を要しないものとする。

## (履行能力確認調査の実施)

第5条 競争入札に付す請負を担当する班長等（以下「請負担当班長等」という。）は、前条の規定により競争入札が保留になったときは、当該保留になった日から7日間を目途に最低価格入札者について履行能力確認調査を行うものとする。ただし、数値的判断基準により落札不適当と判定された入札者にあつては、この限りでない。

2 前項の調査は、当該調査の対象となる入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性に関する事項
- (2) 請負計画等の適否に関する事項
- (3) 履行能力の適否に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 前項に規定する関係資料の提出は、期限を付して求めるものとする。

4 請負担当班長等は、第1項に規定する調査を終了したときは、その結果に基づき調査報告書を作成し、入札執行者に報告するものとする。

5 入札執行者は、前項の規定により報告があったときは、低入札調査委員会に諮らなければならない。

#### (低入札の審議)

第6条 低入札調査委員会は、請負担当班長等が行った前条の調査結果について審議し、落札の適否を決定するものとする。ただし、公募型指名競争入札による案件は、審議を省略できるものとする。

#### (落札者決定及び通知)

第7条 入札執行者は、前条の低入札調査委員会の審議の結果、落札適当となった場合は、最低価格入札者を落札者と決定し、その旨を当該落札者に通知するものとし、落札不適当となった場合（数値的判断基準により落札不適当と判定された場合を含む。）は、最低価格入札者を落札者とし、その旨を当該入札者に電子メール施行又は紙施行により通知するものとする。ただし、書面により入札書を提出する入札においては、履行能力確認調査結果通知書（様式第1号）により書面で通知するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により最低価格入札者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い入札価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、その旨を当該落札者に通知するものとする。この場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格及び当該次順位価格の入札をした者につき第5条から前項までの規定を準用するものとする。

#### (入札結果等の公表)

第8条 入札執行者は、「入札結果等の公表要領」（平成20年4月1日施行）に基づき、入札結果を公表するときは、履行能力確認調査を行った入札価格及びその入札者名についても公表するものとする。

#### (履行能力確認調査審査基準の策定)

第9条 この要領の第5条及び第6条に規定にする履行能力確認調査の具体的調査方法や適否の判断基準については、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月26日から施行する。

## 履行能力確認調査結果通知書

番 号  
年 月 日

住 所  
商号または名称  
代 表 者 名

宮城県知事（又は地方公所長）

先に入札した下記印刷物製造請負について、調査基準価格を下回る価格による入札があったため落札の決定を保留しておりましたが、履行能力確認調査を行った結果、下記の理由により貴社を落札者としないうことに決定しました。

### 記

- 1 入札公告日又は指名通知日
- 2 印刷物の品名等
- 3 落札者としないうこととした理由